

第 5 6 号議案

中野区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 6 月 2 7 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

特別区たばこ税の税率及び加熱式たばこの課税方式を改めるとともに、軽自動車税の環境性能割及び種別割に係る規定等を整備する必要がある。

中野区特別区税条例等の一部を改正する条例

(中野区特別区税条例の一部改正)

第1条 中野区特別区税条例(昭和39年中野区条例第58号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「よつて」を「より」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第2項中「よつて」を「より」に改め、同条第4項中「よつて」を「より」に改め、「において」を削り、同条第5項中「よつて」を「より」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第6項中「において」を削り、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第7項中「の者」を「に掲げる者」に改める。

第35条の3中「(以下この節)」を「(次条第1項)」に改める。

第35条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第35条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」の特別徴収義務者」と」を加える。

第47条中「においては」を「には」に改め、同条を第47条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第47条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

- イ 紙巻たばこ
- ロ 葉巻たばこ
- ハ パイプたばこ
- ニ 刻みたばこ
- ホ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第48条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第48条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずるものとして施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第49条第1項中「第47条第1項」を「第47条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第49条の3の3において「売渡し等」という。))」を加え、同条第2項中「前項の製

造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に、「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号イに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第49条第3項中「前項の表」を「第2項の表」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第47条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」

に、「同欄」を「第47条各号」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第49条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ

特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

イ 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第49条の2中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第49条の3第2項中「提しない」を「提出しない」に改め、同条第3項中「第47条」を「第47条の2」に改める。

第49条の3の3第1項中「規定によつて」を「規定により」に、「第47条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改め、同条第2項中「よつて」を「より」に改める。

付則第11条第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4」を「第37条の8」に、「第37条の9の5」を「第37条の9」に改める。

第2条 中野区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第37条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽

自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等（法第442条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第37条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「よつて軽自動車税」を「より種別割」に、「おいては」を「は、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「または」を「又は」に、「もの」を「軽自動車等」に改め、同条の次に次の8条を加える。

（軽自動車税のみならず課税）

第37条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定

前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第37条の3 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

- (1) 救急用のもの
- (2) 巡回診療の用に供するもの
- (3) 患者輸送の用に供するもの
- (4) 血液事業の用に供するもの
- (5) 救護資材の運搬の用に供するもの
- (6) 前各号に掲げる軽自動車等に類するもので、区長が必要と認めるもの

(環境性能割の課税標準)

第37条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第37条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において読み替えて準用す

- る場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第37条の6 環境性能割は、申告納付の方法によつて徴収する。

(環境性能割の申告納付)

第37条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を区長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を区長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第37条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、区長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第37条の9 区長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動

車又は第46条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第38条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「の各号」を削り、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3号中「及び」を「又は」に、「製造または」を「製造し、又は」に改める。

第39条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第2号イ及びロを次のように改める。

イ 軽自動車

(イ) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(ロ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ハ) 4輪以上のもの

(i) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

(ii) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(iii) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

ロ 小型特殊自動車

(イ) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(四) その他のもの 年額 5,900円

第39条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第40条（見出しを含む。）及び第42条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第43条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「及び」を「又は」に、「第33号の4様式による申告書」を「第33号の4の2様式による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第2項中「おいて」を削り、「及び」を「又は」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に、「並びに」を「を、」に改め、同条第3項中「及び」を「又は」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に、「並びに」を「を、」に改め、同条第4項中「第37条第2項」を「第37条の2第1項」に改め、「の各号」を削る。

第44条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第37条第2項」を「第37条の2第1項」に、「よつて」を「より」に改め、「おいて」を削る。

第45条第2項中「第443条若しくは」を「第445条、第37条の3若しくは」に、「よつて軽自動車税」を「より種別割」に、「軽自動車税を課される」を「種別割を課される」に、「第38条第1号又は法第443条」を「法第445条、第37条の3若しくは第38条第1号又は第37条第3項ただし書」に改め、同条第3項中「よつて」を「より」に改め、同条第5項中「規則の」を「規則に」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第6項中「前5項」を「前各項」に改め、「おいて」を削り、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第7項中「第8項」を「次項」に、「見易い個所」を「見やすい箇所」に改め、同条第9項中「又は小型特殊自動車の」

を「若しくは小型特殊自動車の」に、「又は当該原動機付自転車又は」を「当該原動機付自転車若しくは」に、「若しくは当該原動機付自転車又は」を「又は当該原動機付自転車若しくは」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第10項中「規則の」を「規則に」に改め、同条第11項中「き損し」を「毀損し、」に、「ま滅した」を「摩滅した」に、「のき損」を「の毀損」に改める。

第46条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に、「認める者」を「認めるもの」に改め、同条第2項中「よつて軽自動車税」を「より種別割」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定により種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

第46条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車等に」を「軽自動車等であつて必要があると認めるものに」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項第1号中「のうち、区長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項及び第3項中「よつて軽自動車税」を「より種別割」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定により種別割の減免を受けた者について準用する。

第49条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

付則第5条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第5条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能

割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)

第5条の3 当分の間、第37条の3の規定にかかわらず、東京都が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 区長は、当分の間、第37条の9の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第5条の4 第37条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「区長」とあるのは、「東京都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第5条の5 区は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第5条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第37条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第37条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

付則第6条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を削り、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第1項第2号イ(ロ)	3,900円	4,600円
第1項第2号イ(ハ)(i)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第1項第2号イ(ハ)(ii)	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円
第2項	前項	前項（付則第6条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）
	同項各号	前項各号

付則第6条第2項から第8項までを削る。

付則第7条を次のように改める。

第7条 削除

第3条 中野区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「よつて」を「より」に改め、同項第2号中「1,250,000円」を「1,350,000円」に改め、同条第2項中「得た金額」の次に「に100,000円を加算した金

額」を加える。

第19条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号イ及び第2号イ中「おいて」を削る。

第49条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第49条の2中「5,692円」を「6,122円」に改める。

付則第2条の2の2第1項中「得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加える。

第4条 中野区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第49条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号ロ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第49条の2中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 中野区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第48条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第49条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」

を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号イ」を「第3項第2号イ」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(中野区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 中野区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成27年中野区条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第2項中「新条例」を「中野区特別区税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第47条第1項」を「中野区特別区税条例第47条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に、「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号から第8号までに掲げる規定以外の規定 公布の日
- (2) 第1条中第47条を第47条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、第48条の次に1条を加える改正規定並びに第49条から第49条の3まで及び第49条の3の3の改正規定並びに第6条並びに附則第4条及び第5条の規定 平成30年10月1日
- (3) 第1条中第23条第1項及び付則第11条第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日

(4) 第2条並びに附則第3条及び第10条の規定 平成31年10月1日

(5) 第3条中第49条第3項及び第49条の2の改正規定並びに附則第6条及び第7条の規定 平成32年10月1日

(6) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び次条第2項の規定 平成33年1月1日

(7) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成33年10月1日

(8) 第5条の規定 平成34年10月1日

（区民税に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例第23条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の区民税について適用し、平成30年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 前条第6号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例第10条、第19条及び付則第2条の2の2の規定は、平成33年度以後の年度分の区民税について適用し、平成32年度分までの区民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例（次項において「31年新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(特別区たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る特別区たばこ税)

第5条 平成30年10月1日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第7条第1項及び第9条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(中野区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成27年中野区条例第32号)附則第4条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において同じ。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。))第47条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第7条第1項及び第9条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税

を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに区長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第8条、第49条の3の3第4項及び第5項、第49条の3の6並びに第49条の4の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第49条の3の3第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第49条の3の3第5項	第1項又は第2項	中野区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成30年中野区条例第 号。以下この節において

		「平成30年改正条例」という。) 附則第5条第3項
第49条の3の6第1項	第49条の3の3第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
	当該各項	同項
第49条の4第2項	法第473条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項

5 30年新条例第49条の3の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により特別区たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(特別区たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る特別区たばこ税)

第7条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを

同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第9条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに区長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第8条、第49条の3の3第4項及び第5項、第49条の3の6並びに第49条の4の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲

げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 4 9 条 の 3 の 3 第 4 項	施行規則第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号 の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の 一部を改正する省令 (平成 3 0 年総務省 令第 2 5 号) 別記第 2 号様式
第 4 9 条 の 3 の 3 第 5 項	第 1 項又は第 2 項	中野区特別区税条例 等の一部を改正する 条例(平成 3 0 年中 野区条例第 号。 以下この節において 「平成 3 0 年改正条 例」という。) 附則 第 7 条第 3 項
第 4 9 条 の 3 の 6 第 1 項	第 4 9 条 の 3 の 3 第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例 附則第 7 条第 2 項
	当該各項	同項
第 4 9 条 の 4 第 2 項	法第 4 7 3 条第 1 項 又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例 附則第 7 条第 3 項

- 5 3 2 年新条例第 4 9 条 の 3 の 4 の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 1 6 条 の 2 の 5 又は第 1 6 条 の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 1 6 号 の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、

当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により特別区たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(特別区たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る特別区たばこ税)

第9条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに区長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、附則第1条第7号に掲げる規定による改正後の中野区特別区税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第8条、第49条の3の3第4項及び第5項、第49条の3の6並びに第49条の4の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第49条の3の3第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第49条の3の3第5項	第1項又は第2項	中野区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成30年中野区条例第 号。以下この節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項
第49条の3の6第1項	第49条の3の3第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第49条の4第2項	法第473条第1項	平成30年改正条例

5 33年新条例第49条の3の4の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により特別区たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(中野区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 中野区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年中野区条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「付則第6条第1項の規定」を「付則第6条の規定」に改め、同条の表第39条第1項第2号イの項を次のように改める。

第39条第1項 第2号イ(ロ)	3,900円	3,100円
第39条第1項 第2号イ(ハ)(i)	6,900円 10,800円	5,500円 7,200円
第39条第1項 第2号イ(ハ)(ii)	3,800円 5,000円	3,000円 4,000円

附則第5条の表付則第6条第1項の項中「付則第6条第1項」を

「付則第 6 条」に改め、同表付則第 6 条第 1 項の表第 1 項第 2 号イの項の項を次のように改める。

付則第 6 条の表 第 1 項第 2 号イ (ロ)の項	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
付則第 6 条の表 第 1 項第 2 号イ (ハ)(i)の項	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
付則第 6 条の表 第 1 項第 2 号イ (ハ)(ii)の項	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

附則第 5 条の表付則第 6 条第 1 項の表第 2 項の項の項中「付則第 6 条第 1 項」を「付則第 6 条」に改める。